【報告事項】こどもの権利の周知・擁護について

資料３

１　これまでの主な議論

	こども施策部会	道議会
権利の周知	・一般の保護者でこどもの権利について知っている人はほぼいない ・こどもが分かりやすい周知をしてほしい	・こどもが過ごす学校や幼稚園、保育所などでこどもの権利が浸透していくことが大事
権利の擁護	・LINE相談等の窓口だと道が何かできるかもしれない ・道内津々浦々できめ細やかに（道自身が）相談に応じるよりは、まずは権利や相談機関の周知を図るべき	・道として、救済機関（又は第三者機関）の設置が必要

２　国等の主な動き

(1)権利の周知

・　学校や家庭での学習を念頭に、こども基本法の理念や内容について、小・中・高等学校のこどもや教員に分かりやすく伝える教育コンテンツを作成予定

(2)権利の擁護

・　全国の自治体に対し、相談救済機関の設置・運営状況等の調査を開始（R6.11月～）

３　道における今後の対応

○　上記のとおり、これまでのこども施策部会や議会における議論、また、現在の国の動向等を踏まえ、こどもの権利の周知及び擁護に係る道のあり方などについて、こども施策審議会において、引き続き議論を継続していくこととする。

○　また、こうした議論の状況等については、適宜、各部会と情報共有を行う。